

「公費解体」申請書類一覧表

公費解体と費用償還（自費解体）では所定様式が異なりますので、ご注意ください。

解体の時期や施工業者の指定等はできませんので、あらかじめご了承ください。

申請書等は郵送では受け付けいたしません。窓口へ持参し提出をお願いします。

必ず必要なもの		備考	発行場所	確認欄
1	「被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書」 (様式第1号または、様式第2号)	申請者（所有者）の実印の押印が必要 ※申請時には実印持参	環境業務課 市ホームページ	
2	印鑑登録証明書 (法人の場合は、印鑑証明書)	取得時には、「り災証明書」または、「被災証明書」の提示で無料となります。必ず「被災家屋等の解体及び撤去申請に使用する」ことを伝えてください。(令和3年3月末まで) 発行日から6か月以内のもの	市民課 (法人の場合は 大牟田法務局証明サービスセンター(市役所内))	
3	申請書提出者の身分証明書	申請の提出を委任する場合は、代理人の身分証明書 ※写しを取って返却	各発行機関	
	1点で可	運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、その他(国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付きのもの)		
	上記がない場合、2点必要	国民健康保険又は健康保険の被保険者証、国民年金手帳、介護保険の被保険者証その他国、地方公共団体の機関が発行した書類等		
4	り災証明書(原本)	「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定されたもの ※写しを取って返却	福祉課	
	被災証明書(原本)	被災証明書については、「令和2年7月豪雨」で被災したことを証明するものであるため、市が調査を行い、その結果、 解体及び撤去の対象とならない場合があります。 ※写しを取って返却	産業振興課 福祉課 農林水産課	
5	登記事項(建物)全部事項証明書(原本)	現在の建物所有者及び抵当権等の権利関係が記載されているもので、発行日から6か月以内のもの ※建物が未登記の場合は、固定資産評価証明書(家屋分のみ)でも代用可(発行場所: 税務課)	大牟田法務局証明サービスセンター(市役所内)	
6	「建物配置図」 (様式第7号)	敷地内の全家屋等を記載 方位・配置・形状・寸法を記載 ※手書きでも可	環境業務課 市ホームページ	
7	被災状況が分かる写真	解体を希望する家屋等をそれぞれ2方向以上から撮影したもの		
8	「被災家屋等の解体及び撤去に関する誓約書」 (様式第8号)	自署、実印使用		

※裏面もご覧ください。

申請状況により必要なもの		備 考	発行場所	確認欄
9	「委任状」 (様式第9号)	申請者(所有者)と提出者が異なる場合は必要 ※申請者(所有者)の実印を押印使用、印鑑登録 証明書添付 ※代理人は認印使用	環境業務課 市ホームページ	
10	共有者がいる場合 「被災家屋等の解体及び 撤去に係る同意書(共有 者・相続人)」 (様式第10号)	共有者が複数の場合は、申請者を除く全ての名 義人の同意書が必要 ※実印使用、印鑑登録証明書添付		
11	所有者が亡くなっている 場合 「被災家屋等の解体及び 撤去に係る同意書(共有 者・相続人)」 (様式第10号)	解体する建物の所有者が故人の場合は、申請者 を除く全ての法定相続人(配偶者・血族)の同意 書が必要 ※実印使用・印鑑登録証明書添付 ※相続関係が分かるもの一式添付		
	法定相続人であることが分かる書類一式 ※解体する建物の所有者が死亡している場合に必要 ・相続関係図 ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の現在の 戸籍謄本 ・公正証書遺言書または遺産分割協議書 など		戸籍謄本・除籍 謄本については 本籍地の役所	
12	建物所有者が未成年又は成 年被後見人である場合等 「被災家屋等の解体及び 撤去に係る同意書」(法定 代理人) (様式第10号)	建物所有者が未成年又は成年被後見人である 場合等に必要 ※所有者と法定代理人の関係が分かる書類(親 子関係の分かる戸籍謄本・成年後見登記の登記 事項証明など)添付	環境業務課 市ホームページ ※戸籍謄本に ついては本籍 地の役所 ※登記事項証 明については	
13	貸家等の場合 「被災家屋等の解体及び 撤去に係る同意書(関係権 利者)」 (様式第11号)	現地調査の結果により、借家人の同意が 必要な場合	環境業務課 市ホームページ	
14	抵当権等が設定されている 場合 「被災家屋等の解体及び 撤去に係る同意書(関係権 利者)」 (様式第11号)	解体を希望する家屋等に設定されている各権 利が設定期間内であれば必要 ※金融機関以外の場合は、実印使用・印鑑証 明書添付。		
15	商業・法人登記簿謄本 (資本金が分かるもの)	建物の所有者が中小企業基本法第2条に規定 する中小企業の場合は必要 発行日から6か月以内のもの。	大牟田法務局 証明サービス センター(市役 所内)	

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いする場合があります。
※証明書は、発行日より6か月以内のものを提出してください。